

【講演レポート】 JIPDEC セミナー

当日の質疑応答

漏えい時の報告義務に関して

Q: 個人データの取扱いを委託していない運用委託先やサービス提供元が外国の提供事業者である等の理由により漏えい発生時の報告義務等について覚書の締結ができない場合、どのような代替措置が考えられますか？

A: 覚書締結は必須ではないので、代わりに自社で情報収集を行う等の対応をすることが考えられます。今回の改正で、個人データの取扱いを委託していない運用委託先等に対する不正アクセスによって取得しようとする個人情報が漏えいした場合、個人情報保護委員会に報告することが義務付けられました。覚書締結は、自社が個人情報保護委員会への報告を容易にするための一手段なので、可能な限り覚書を締結し、インシデント発生時に報告を受ける体制にしておくことが望ましいとは思いますが、自社でインシデント発生の有無等を調査し、遅滞なく報告できれば問題はありません。

Q: 今回の規則改正案に対するパブリックコメントの中で、新たに追加された報告義務に関して

- ・顧客が申込書を事業者へ郵送した過程で窃盗にあったケースは、報告対象に該当する (No.13)
- ・個人情報取扱事業者の Web サイトを偽装したサイトに個人情報が入力された場合は、報告対象に該当しない (No.54)

と、同じように事業者が責任を負えない経路に対して、個人情報保護委員会の回答が分かれている理由は何ですか？

A: 個人情報保護法第 26 条（漏えい等の報告等）は、事業者の過失や故意といった点は考慮されず、単にその条文の文言に該当するかどうかで報告義務の有無が決まります。パブリックコメントにあった、郵送途中での窃盗も、偽装 Web サイトへの入力も、どちらも個人情報取扱事業者には責任がないと考え得るケースですが、「当該個人情報取扱事業者に対する行為」に当たるか否かで回答が分かれたと推察されます。

Q: 「取得しようとする個人情報」がどのようなものを指すのかわかりません。例えばその当社がお客から講習会の申込書を受け取る場合、お客様が申込書に個人情報を記入したものの、まだ当社が受け取っていないケースが考えられますか？

A: お客様が自社の申込書に個人情報を記載したら、すべてが「取得しようとする個人情報」に該当するということではないと思われます。個人情報保護委員会では、当該個人情報取扱事業者が用いている個人情報の取得手段等を考慮して客観的に判断すると述べていますが、具体的な例としては、ユーザが入力ページに入力した個人情報が第三者に送信された場合や、本人が送付したアンケート用紙に記

入された個人情報が第三者に送付された場合が挙げられていることからすると、少なくとも本人が送信した後の取得の途中過程にある個人情報は「取得しようとする個人情報」に該当すると考えていくことになるのではないかと考えられます。他方、例えば顧客が申込書に記入したものの、投函せず自宅に保管していて盗まれてしまった場合等までは「取得しようとする個人情報」の漏えいとは解釈されないと考えられます。

生成 AI に関して

Q: 自社で生成 AI 利用のガイドラインを作成する際の留意点は？

A: ポイントとして、以下の 4 点があげられます。

1. 個人情報保護法対応として、個人情報の入力に関するルール
2. 著作権法対応として、他人の著作物の入力に関するルール
3. 契約上の問題として、他社から預かっているデータの入力に関するルール
(基本的には、目的外利用となるので許容できないと考えられます)
4. 社内ポリシーの問題として、社外秘/部外秘等の機密情報の入力に関するルール

加えて、画像生成 AI に関しては、学習データが明確になっていないモデルを現時点で業務に使用することはかなり慎重であるべきと思います。

Q: 個人情報保護法の 3 年ごとの見直しに関連し、今後生成 AI などもガイドラインで規制されることが想定されますか？

A: 個人情報保護法は 2025 年に改正が予定されています。2023 年 11 月 15 日の個人情報保護委員会で、次期改正の検討の方向性が議論されましたが、その議事録でも、生成 AI を始めとする技術進歩を踏まえ、データ利活用の場面でこれまでに想定されてこなかった形で個人の権利やプライバシーを侵害する可能性があるため、個人情報保護法上の不適正利用の考え方についても、改めて検討すべきであるとの発言がありました。このため、生成 AI に関する内容が盛り込まれる可能性、特に法第 19 条の不適正利用に関しては何かしら言及されるのではないかと考えられます。

・ [第 261 回個人情報保護委員会 \(2023 年 11 月 15 日開催\)](#)

Cookie 廃止後の対応

Q: サードパーティ Cookie 廃止後のマーケティングに関して、社内から代替技術の評価（個人情報保護の面から）や同意取得の取り方等の相談を受けた場合、法務部門としてどのように対応したらよいですか？

A: 個人情報保護法上は非常にシンプルです。どのような代替手段であっても、個人情報と紐付けできる場合は容易照合性があり個人情報となるので、何を分析して何に利用しているかという点を特定し、本人に通知等することが求められています。また、電気通信事業法の適用もあり得るので対応が必要となります。

クラウド例外について

Q: 海外企業が提供するクラウドサービスの利用規約で、障害発生時にクラウドサービスに保存されている個人データを利用することがあるとなっている場合、クラウド例外は適用されますか？

A: 実際には個別の契約や利用の状況によるので、一律の判断はできませんが、法的には非常にシンプルで、ベンダーが利用可能になっているか、またどのような利用が可能となっているか（閲覧だけでなく、記録印刷等もできるのか）がポイントとなります。

本内容は、2024年2月27日に開催された JIPDEC セミナー「JIPDEC セミナー「個人情報保護法規則/ガイドライン改正と、今後のデータ管理の要諦」講演後の質疑応答を取りまとめたものです。